

令和6年度文部科学省委託  
ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る  
調査研究事業

## 事業報告書概要

令和7年3月



# 目次

I. 事業概要	P.2	4.病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価	P.13
II. 検討委員会の委員構成	P.3	(1)視聴・出席確認の方法	
III. まとめ・病気療養児の教育機会の保障	P.4	(2)学習評価の方法	
1. 支援体制の構築	P.5	5.復学に向けた支援	P.16
(1)共通理解の醸成(理解啓発・普及啓発)		(1)医療機関との連携	
(2)教育委員会における関係機関との連携体制		(2)前籍校との連携、在籍校における支援	
2.病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備	P.7	(3)復学後の支援	
(1)遠隔授業の実施体制づくり		6. 今後に向けて	P.16
(2)児童生徒の状況に応じた実施形態の選択		【参考】事業実施教育委員会における取組結果	P.17
(3)オンデマンド型の授業の教材		①北海道教育委員会	
(4)遠隔教育で行う各教科・科目等の整理		②宮城県教育委員会	
3.病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施	P.11	③岐阜県教育委員会	
(1)遠隔教育の実施場所における環境整備		④栃木県教育委員会	
(2)遠隔授業を実施するために必要なICT機器・通信機器		⑤京都市教育委員会	
(3)遠隔教育の実施方法、工夫			

# I.事業概要

## 事業の背景

病気療養中等の児童生徒(以下、病気療養児とする。)は、その時々<sup>1</sup>の病状や治療の状況により、同時双方向型の授業だけでは教育機会の保障として十分でない場合があることから、高等学校段階及び小・中学校段階において同時双方型の授業配信が難しい場合にオンデマンド型の授業配信を実施することが可能となるよう告示の一部改正及び通知の改正が実施されている。今後は、病気療養児の状況に応じて従来の同時双方向型の授業配信とともに、オンデマンド型の授業配信を実施することができる体制作りが求められる。



## 事業の目的

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で行われている遠隔教育(同時双方向型、オンデマンド型)の実態を把握するとともに、実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業配信のプロセスや効果的な活用方法等について提示する。

## 実施内容

### 検討委員会の開催

有識者による検討委員会を開催(計3回、非公開)

#### 【内容】

- 受託自治体の事業実施状況への助言
- 自治体へのヒアリング調査結果及び受託自治体の事業実施結果を踏まえ、病気療養児の教育機会の保障に向けた遠隔教育の効果的な活用方法等について検討

### 県教育委員会に対するヒアリング調査の実施

- 「令和4年度 文部科学省 病気療養児等に関する実態調査」の同時双方向型の授業の都道府県別実施率を参考に、自治体における病気療養児に対する遠隔授業に関する体制整備の取組等についてヒアリング調査を実施。
- 病気療養児の遠隔教育による教育保障の体制整備を進める上での効果的な取組等を分析。

### 受託自治体による事業実施

- 受託自治体5自治体にて、事業計画に基づき同時双方向型及びオンデマンド型の授業実施に関する調査研究、医療機関や学校等に対する普及・啓発の取組を実施。

### 連絡協議会の開催(文部科学省)

- 本事業の成果の横展開及び病気療養児への教育支援体制の情報共有を目的とし、教育委員会及び学校・医療・福祉関係者等を対象とした連絡協議会を文部科学省にて開催。

## Ⅱ. 検討委員会の委員構成

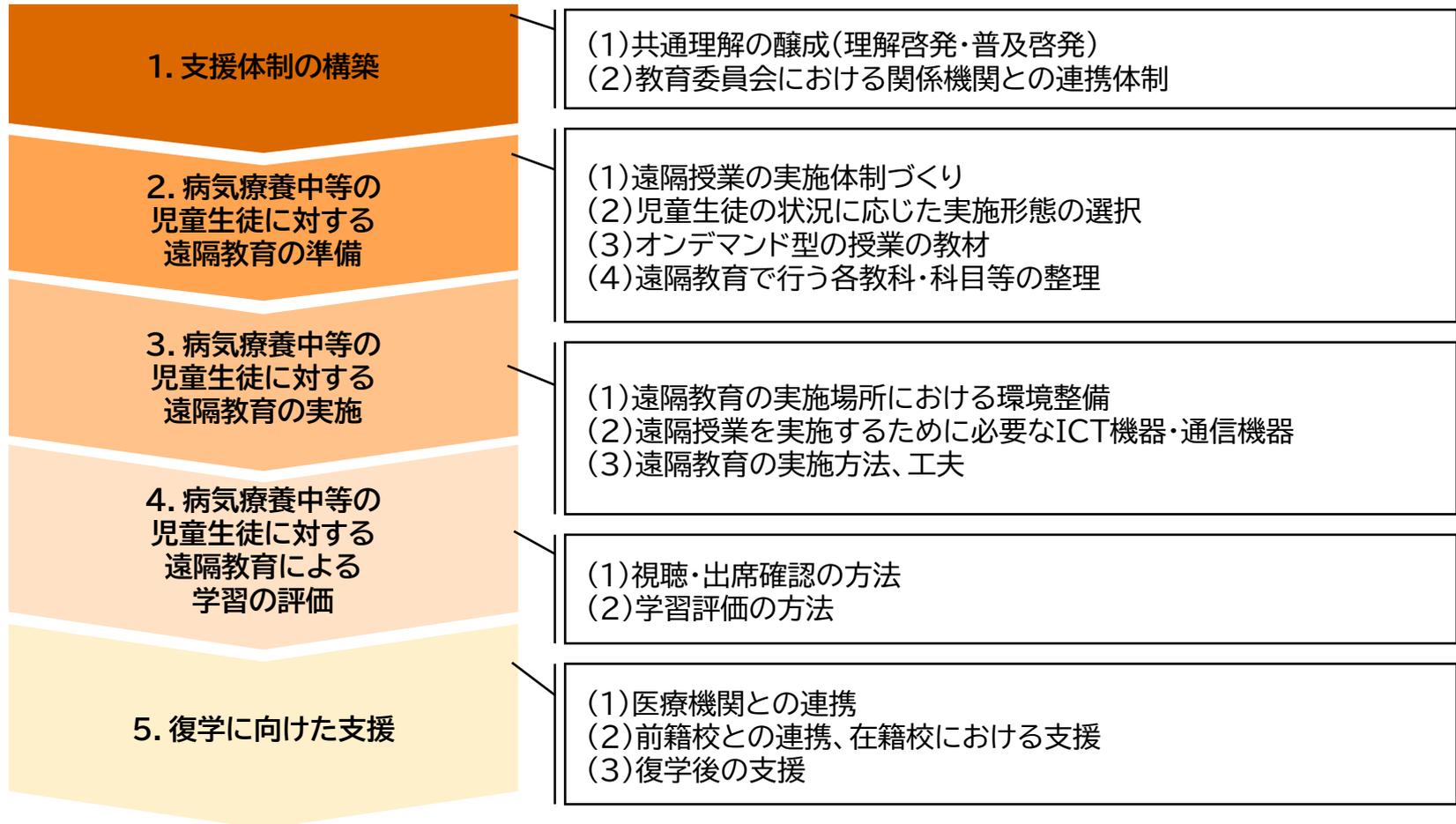
(○:委員長、敬称略)

	区分	氏名	所属・職
委員	学識	丹羽 登 (○)	関西学院大学教育学部教授・関西学院子どもセンター長
	医療関係者	前田 尚子	国立病院機構名古屋医療センター 小児科医長
		鈴木 彩	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター 医療連携室 ソーシャルワーカー
	教育委員会・学校	広瀬 邦彦	神奈川県立伊志田高等学校 校長
		山田 憲司	愛知県教育委員会 特別支援教育課指導グループ 課長補佐
		志村 芳紀	埼玉県けやき特別支援学校 特別支援教育コーディネーター(高校生支援担当)
学識／ICT機器の活用も含め調査分析	土屋 忠之	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 主任研究員	
教育委員会	北海道教育委員会・宮城県教育委員会・栃木県教育委員会・岐阜県教育委員会 京都市教育委員会		
オブザーバー	文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課 文部科学省初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付 厚生労働省健康・生活衛生局 がん・疾病対策課		
事務局	PwCコンサルティング合同会社 公共事業部		
開催日程	第一回検討委員会 令和6年9月10日(火) 第二回検討委員会 令和6年11月29日(金) 第三回検討委員会 令和7年3月7日(金)		

# Ⅲ. まとめ・病気療養児の教育機会の保障

本章では、本調査研究事業を通して把握された全国の各自治体の取組事例等を踏まえ、病気療養児の教育機会の保障に向けて必要な取組について、以下に示す遠隔教育実施のプロセスに沿って整理した。

## 遠隔教育実施のプロセス



# 1. 支援体制の構築

学校に在籍する児童生徒が疾病や障害により入院治療や在宅療養が必要となり、病気療養児として遠隔教育による教育の機会を保障するためには、全国の各自治体において遠隔教育を実施するための体制整備を日頃から進めておく必要がある。

## (1) 共通理解の醸成(理解啓発・普及啓発)

### 【病気療養児の遠隔教育に関する制度の理解】

- 病気療養児として遠隔教育による教育保障が必要となった場合、速やかに実施できるようにするためには、学校、教育委員会、医療機関関係者、保護者等に対し制度を周知しておく必要がある。
- 例えば、都道府県教育委員会は、病気療養児の遠隔教育に関するリーフレットや制度の資料等を作成し、所管する学校の校長や教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、遠隔教育の実施に関わる関係者が集まる研修等の機会に配布し説明する。都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、同様の制度等の説明会を開催する、保護者へリーフレット等を配布するなど周知が考えられる。
- さらに、教育委員会は医療機関等の関係者に対しては、遠隔教育への理解を促すリーフレット等の資料を作成し配布したり、医療機関内で講演会や説明会を行うなどの取組が考えられる。これらの取組を通し、病気療養児の教育保障を進めるとともに遠隔教育が必要となった場合速やかに実施できる体制を整備する。

### 県教育委員会が学校教員や特別支援教育 コーディネーターを対象として実施した 入院生徒の学習保障に関する研修会の事例



# 1. 支援体制の構築

## (2)教育委員会における関係機関との連携体制

### ○教育委員会毎の病気療養児の実態把握

- ・ 遠隔教育の体制整備を行うに当たっては、教育委員会毎に病気療養児の実態を把握しておく必要がある。
- ・ 具体的には、各学校における病気療養児数、遠隔教育の実施状況、地域の医療機関の数等について実態調査を行うことにより現状を把握し、支援の必要性等について検討する必要がある。

### ○教育委員会内、教育委員会同士の連携体制の構築

- ・ 学校種や公立・私立等、所属する学校に関わらず、病気療養児に対し遠隔教育による教育保障を行うためには、都道府県教育委員会内の特別支援教育主管課、義務教育主管課、高等学校主管課、私立学校主管課、医療部局等と連携し、支援体制を構築する必要がある。
- ・ 小・中学校の病気療養児支援においては、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会と連携していく必要がある。市町村教育委員会においては、管内の小・中学校における病気療養児の状況を把握し、ICT機器や通信環境の整備を進めるとともに必要に応じて都道府県教育委員会と連携できるような体制を整えておく必要がある。また、小・中学校における校内規定の整備に向けては、市町村教育委員会が主体となり取組を進める必要がある。
- ・ これらの連携体制の構築に当たっては、例えば、学校や保護者からの個別の相談事例を通して、日頃から連携を深めていくことが考えられる。

### ○遠隔教育を含む病気療養児支援に関する相談窓口の明示

- ・ 義務教育段階や高等学校段階など病気療養児の遠隔教育の制度に関する相談窓口が自治体の中でそれぞれ異なり、保護者等が相談しにくいとの意見もある。都道府県教育委員会は、学校や保護者、市町村教育委員会、医療機関等に対し、遠隔教育を含む病気療養児の学習支援に関する相談が可能な行政の相談窓口や病弱特別支援学校を各教育委員会において明示しておくことにより、保護者等が相談しやすくなるほか、学校の教職員も教育委員会担当者とコンタクトをとることができ、迅速な支援につながる。

## 2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備

### (1)遠隔授業の実施体制づくり

#### 【医療機関との連携】

- ・ 入院中の児童生徒に対する遠隔教育の実施に向けては、学校・教育委員会は医療機関と連携し、支援体制を整えていく。
- ・ 医療機関との連携においては、あらかじめ窓口となる担当部門や担当者を確認しておく必要がある。
- ・ 学校と医療機関との連絡調整においては、特別支援教育コーディネーターの活用あるいは医教連携コーディネーターを適宜配置し、個別の事例等を通して情報共有できる仕組みを整えることも考えられる。
- ・ 病気療養児の入院に際し、都道府県教育委員会は、医療機関や学校関係者、院内学級等の関係者からなる会議体を設置・運営し、個別の児童生徒に対する支援方針の検討や各種連絡・調整を行う。あるいは医療機関が行う関係者を集めたカンファレンス等に学校関係者が参加し、入院中の支援方針等について検討することも考えられる。
- ・ 復学支援について、入院時から医療機関のカンファレンス等において、治療方針やスケジュール等を学校関係者と医療機関関係者で共有し、復学後の学校生活における留意点等、復学に向けた支援を検討できる体制づくりを行っておく必要がある。

#### 【ICT機器の準備、貸し出し】

- ・ 教育委員会においては、学習内容や児童生徒の状況に応じて活用できるICT機器やネットワーク環境等の整備(メンテナンスを含む)のための予算を確保するとともに、購入した機器等の貸出・整備などの対応を行う。
- ・ 学校又は教育委員会は病気療養児に対し遠隔教育が必要となった場合には、事前に自宅や病室・院内の通信状況を確認し、必要に応じてICT機器やWi-Fiの貸し出しなど調整を行う。

#### 【校内の体制づくり】

- ・ 遠隔教育による教育の機会の保障を行うにあたっては、公立・私立いずれにおいても、まずは学校において遠隔授業の具体的な実施方法の検討をするとともに、出席・単位認定、学習評価の方法に関する校内規定について校内で検討できる体制を構築し整備しておく必要がある。また、校内規定で定めた学習評価の方法については、あらかじめ、児童生徒及び保護者に説明することが必要となる。
- ・ 校内で遠隔教育実施のためのチームを編成したり、職員に対しICT機器の操作方法等に係る研修や勉強会を開催したりすること等により校内の支援体制を整備する。
- ・ 担任に加えて、ICTや情報関係の業務を担う教職員を必要に応じて配置する。
- ・ 校内に、遠隔教育の実施経験のある教員が在籍する場合は、当該教員を中心として他の教員の理解醸成を行う。
- ・ 学校において管理職が教育委員会や医療機関との連絡調整の窓口となる教職員を明示するなど、校内の役割分担を行う。
- ・ 児童生徒がICT機器やICTサービスの操作に習熟していない場合には、学校において簡易で分かりやすいマニュアルを作成することも考えられる。

## 2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備

### (2) 児童生徒の状況に応じた実施形態の選択

#### 【同時双方向型・オンデマンド型の授業の選択】

- 病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育においては、同時双方向型を原則としつつ、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能となっている。(p16(参考)※4※5参照)
- 学校は、児童生徒の病状の変化・状況に応じて、同時双方向型の授業もしくはオンデマンド型の授業のいずれを実施するか選択する必要がある。教職員は、治療のスケジュールや病状等、保護者や児童生徒、医療機関とこまめに連絡を取り確認する。
- 医療機関との連絡においては、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターを配置している場合にはそれらを活用し、配信方法などの調整をすることが考えられる。その際、特別支援学校の教職員とも連携しながら、医療機関の相談支援部門の相談員等を通して連絡・調整することも考えられる。

#### 【特別支援教育コーディネーターの活用例】

- ▶ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーター(生徒後方)は、ショートメール等で入院中の病気療養児と治療や体調の状況についてこまめに連携し、同時双方向型の授業の実施可否を確認する。



## 2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備

### (3) オンデマンド型の授業の教材

#### 【オンデマンド型授業用教材の選択】

オンデマンド型の授業の実施においては、以下の3つの方法が考えられる。

#### ① 通常授業の録画

- ・ 通常授業を録画し配信する。

#### ② 教材の作成

- ・ オンデマンド型の授業の専用教材を個別に作成する。  
(例)・物理など実験映像を録画・編集し教材とする。  
・ 学習内容のうち、おさえるべき基本的・基礎的な内容について、10分程度の短時間動画を作成する。

#### ③ 既存の教材の活用

- ・ 無料で公開されているテレビ番組等を活用する。(例:NHK for School)

#### 【教材作成における工夫】

##### (例)

- ・ PowerPointのスライドショー機能を使い、音声の解説を重ねて作成する。
- ・ 実験映像を複数方向からビデオカメラで撮影し、実験の様子を様々な角度から視聴できるよう動画を編集する。

#### 【考慮すべき事項】

- ・ 児童生徒の病状や学習内容に合わせて、授業の録画か教材を作成するか選択する。
- ・ 児童生徒の病状や学習内容・教育効果に影響のない範囲で、取り組みやすく効果的・効率的な方法を検討する。

## 2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備

### (4) 遠隔教育で行う各教科・科目等の整理

※義務教育段階における教科、高等学校段階における教科、科目について、以降「各教科・科目等」と記載する

#### 【オンデマンド型の授業で取り上げる各教科・科目等の考え方】

- ・ オンデマンド型で実施する各教科・科目等については、特に制限は設けられていないが、「グループ活動や演習等、教師と生徒、生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと」とされている。(p16(参考)※4※5参照)
- ・ オンデマンド型の授業は各教科・科目等を限定しないという考え方の他、指導内容に応じて各教科・科目等を限定するという考え方もある。
- ・ 各教科・科目等の授業以外にも、学校行事やホームルーム活動について配信等を実施することで、友人や学校とのつながりを保ち、児童生徒の安心感の醸成に寄与すると考えられる。

#### 同時双方向型・オンデマンド型の授業で実施された実験・実習等のある各教科・科目(例)

同時双方向型の授業	オンデマンド型の授業
美術、家庭等	数学、化学、保健体育、美術、家庭等

#### (実験・実習等における各教科・科目等工夫例)

- ・ 座学の部分を中心に、同時双方向型又はオンデマンド型で授業を行う。
- ・ 実験・実習において、クリアな音声の収録や手元の様子の録画のため、教員がピンマイクやウェアラブルカメラを装着し、授業の録画を行い、病気療養児へ共有する。

#### 【考慮すべき事項】

- ・ 実験・実習等のある各教科・科目等については、遠隔教育にて座学部分を切り出して取り扱う、実験映像を切り出し解説を加え教材とする、医療機関への持ち込みが可能な場合は器具などの貸し出し、操作等を実演するなどの工夫も考えられる。また、登校可能な日や復学後に対面指導により不足する学習内容を補完するなど、指導方法を組み合わせて実施することも考えられる。

#### 【授業計画の工夫】

- ・ 遠隔教育の授業計画については、児童生徒の体調や学習状況を踏まえ、柔軟に策定する必要がある。
- ・ 児童生徒の体調に変動がある場合には、週次単位など短い期間ごとに学習内容や授業計画を検討する。

# 3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施

## (1) 遠隔教育の実施場所における環境整備

### 【療養場所における通信環境の整備等】

- ・ 遠隔教育の実施場所については、入院中の病室、一時退院時や療養中の自宅等が考えられる。
- ・ 入院中の病室で遠隔教育を受ける場合には、あらかじめ入院先の医療機関の病室をはじめ院内全体の通信環境を確認しておく必要がある。
- ・ 必要に応じて、学校や教育委員会はWi-Fiルータ等を貸し出すなど、保護者や医療機関と連携して通信環境を整備する。また、医療機関によっては、Wi-Fiルータの持ち込みなど制限がある場合があることに留意する。
- ・ 学校や教育委員会は医療機関と連携し、遠隔授業や定期試験を病室で受けられる体制の整備を行う必要がある。
- ・ 病棟・病室で定期試験を行う場合は、答案の回収など、一部の事務的対応について医療機関関係者の協力を得られるよう調整することも考えられる。

## (2) 遠隔授業を実施するために必要なICT機器・通信機器

### 【必要なICT機器・ICT環境】(例)

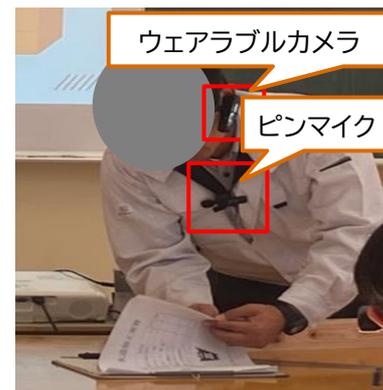
- Web会議システム ・Webex Meetings、Google Meet、Teams
- 動画共有プラットフォーム ・YouTube(オンデマンド型の授業の教材の共有に使用)
- 配信側に必要なICT機器
  - ・ PC・タブレット(授業の配信や録画に使用)
  - ・ カメラ(ウェブカメラ、360度カメラなど)
  - (必要に応じて) テレプレゼンスロボット(kubiなど)  
ピンマイク(クリアな音声の収録に有用)
- 受信側に必要なICT機器
  - ・ Wi-Fiルーター(授業の配信・動画の視聴に耐えうる速度)
  - ・ タブレット端末、ヘッドセット
  - ・ ポータブルプレーヤー(オンデマンド型の授業の視聴に使用)

### 【1人1台端末の活用】

- ・ 遠隔教育の実施においては、各自治体にて導入している1人1台端末を活用し、教材の共有や課題の提出等を行うためのICTサービスを活用する。

- (例)
- ・ 教材の確認、レポートの作成・提出等を行うためのツール「manaba」と「MetaMoji」を導入。
  - ・ 同時双方向型の授業配信はTeamsにて実施。一般の生徒と同様の内容の教材を「manaba」と「MetaMoji」で配布し受信側の生徒がタブレットで確認、タッチペンを用いて教材へ手書きで回答を入力し、電子的に提出。

### 実習を伴う各教科・科目等の同時双方向型の授業で活用したICT機器の例



# 3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施

## (3) 遠隔教育の実施方法、工夫

### 【実施において留意すべき事項】

- ・ 病気療養児の学習場面においては、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整える必要がある。当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられる。(p16(参考)※4参照)
- ・ 同時双方向型の授業においては、配信側・受信側の双方でコミュニケーションをとることができる方法で実施することが重要であるため、テレプレゼンスロボット(kubi等)を効果的に活用することも考えられる。
- ・ 授業中にも、教職員がこまめに受信側の児童生徒に声掛けを行い、受講状況や理解度を確認することが考えられる。
- ・ 教職員は、受信側の児童生徒の視聴環境に細やかに配慮し、必要に応じてサポートを行う。受信側の端末で、板書等が明確に見えるか、音声に聞き取りづらさがないかを確認し、適宜字の大きさやカメラの角度、配信機材の設置場所等を変更する。特に初めて病院で遠隔教育を受講する場合などは、可能な範囲で医教連携コーディネーターや保護者等が同席し、視聴のサポートを行うことも考えられる。
- ・ また、病気療養児の状況把握や病気療養児の安心感に繋げるための取組として、授業後に、病気療養児と、教職員・クラスメイトとがオンラインでの交流を行うといった工夫も考えられる。
- ・ 治療中の姿を見られたくないという思いを持つ児童生徒には、カメラオフでの授業への参加を認めるなどの配慮を行うことが考えられる。
- ・ オンデマンド型の授業配信であっても、児童生徒の病状や体力的な負担感に伴い、長時間での連続した視聴が難しい場合もあるため、柔軟に対応できる授業計画とすることが考えられる。
- ・ 同時双方向型・オンデマンド型の授業配信を実施するに当たり学校は、動画に映る教室内の児童生徒のプライバシーについても配慮が必要である。その際、画面には黒板等のみを映し、児童生徒を映さないようにするなどの対応が考えられる。

### 【対面による指導、支援】

- ・ オンデマンド型の授業を行うに当たっては、義務教育段階では「教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や支援を行うことが望ましい」こと(p16(参考)※4参照)、高等学校段階においては「教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院へ訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことが望ましい」こととされている(p16(参考)※5参照)。
- ・ 教員は医療機関や自宅への訪問において学習状況を把握し、登校日に学習内容を集中的に対面指導で補完するなど必要な支援を行う。
- ・ 対面授業の実施時に、児童生徒に遠隔授業の感想を聞く、授業内容に関する質問をする、問題を解いてもらうなど、教員は学習内容の理解度を確認する。
- ・ なお、高等学校の病気療養児においては、対面により行う授業を各教科・科目ごとに年間2単位以上実施する必要があるが、「病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面による行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合」において、年間1単位とすることも認められることとなっている(p16(参考)※1参照)。

# 4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価

オンデマンド型の授業実施に当たっての学習評価については、「定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと」とされている。(p16(参考)※4※5参照)  
 学習評価においては、以下の取組例等を参考とすることが考えられる。

## (1) 視聴・出席確認の方法(例)

### 【オンデマンド型の授業】

- ・ 動画共有プラットフォーム上で動画の視聴状況を確認する。
- ・ オンライン上でのファイル閲覧システム等を活用している場合は、ファイルの閲覧回数を確認する。
- ・ 動画視聴後に自己評価や課題を提出させる。
- ・ 受講後に小テストやミニレポート、オンライン面談を実施する。
- ・ ICTを活用した提出物の提出や、教員による聞き取りを通じ、受講状況を確認する。

### 【同時双方向型の授業】

- ・ Web会議への入室状況をもとに出席を確認する。
- ・ 授業中に、定期的にオンラインのチャット機能や声掛けにより参加状況、理解状況を確認する。
- ・ 授業中のグループワークにテレプレゼンスロボットkubiを活用して参加し、クラスメイトと意見交換を行う。

### 【オンデマンド型・同時双方向型の授業】

- ・ 遠隔授業に対応した出席簿を用意し、教員が出欠を記録する。
- ・ 担任がexcelで出席簿を作成し、授業毎に病気療養児に授業の振り返りを記載させ、担任が内容を確認して出席を認定する。

遠隔授業に対応した  
校務支援システム上の出席簿の事例

選択	選択	選択	選択	
6	4	3	6	
	/		/	: 出席 縦方
/	/			/: 欠席
オラ	オラ	オラ	オラ	×: 遅刻
				△: 早退
				※: 遅早
				コ: 公欠
		/		テ: 出停
				キ: 忌引
				停: 停学
				オラ: オンライン
				対面: 対面授業
/				オデ: オンデマン

高等学校における病気療養児の進級等の状況については、「進級・卒業」が69%であった((p16(参考)※3参照)。  
 各学年の課程の修了の認定に当たっては、例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられることから、病気療養児の在籍校は、教育委員会等と連携し、療養等により授業を受けられない病気療養児に対しては、このような対応も視野に必要な配慮を行っていただきたい。(p16(参考)※2参照)

# 4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価

## (2)学習評価の方法

### 【校内規定に基づいた学習評価】

- R4年度病気療養児に関する実態調査結果(令和5年10月)においては、遠隔教育を実施していない理由及び実施した場合における出席扱いや単位認定していないことの原因として、学校の規定等が整備されていないことが要因の1つであった。(p16(参考)※3参照)
- あらかじめ整備した校内規定に基づき、遠隔教育で実施した授業について評価することを基本とする。

### 【試験等の実施】

- 課題提出、レポート作成、口頭試問などの方法が考えられる。
- 提出物については、担任が病気療養児を訪問する際に受け渡しを行うほか、ICTサービスを活用し電子的にやり取りすることが考えられる。
- 対面授業を行った際にオンデマンド型の授業の感想を聞く、質問をする、問題を解くなどで学習内容の理解度を確認する。
- 試験について、「Google classroom」や「Google Form」を活用し電子的に実施することが考えられる。

### 【試験等の実施に係る留意点】

- 他の児童生徒との公平性を担保しつつ、病気療養児の体調等に応じてスケジュールや方法を工夫する等の柔軟な対応が考えられる。
- 入院中の病院で試験を受ける場合は、病院職員の協力や、試験に集中できる環境を用意してもらうことが考えられる。
- 課題提出が特定期間に集中することによる児童生徒の負担を軽減するための工夫をすることが考えられる。

### 【学習評価の具体的な方法(高等学校)】(例)

- 同時双方向型の授業配信については、取組状況や成果物で評価。オンデマンド型の授業は、Googleclassroomへの投稿、小テスト・ミニレポートで評価。オンライン面談も併用した。
- オンデマンド型・同時双方型の授業配信ともに評価基準は対面授業と同様に、各教科・科目等の目標の実現状況の評価。
- オンデマンド型・同時双方型の授業配信ともに、ICTも活用した学習プリントの提出や制作物の提出、代替課題(レポート)の提出により評価。
- オンデマンド型の授業配信については、提出物に加え、病気療養児への聞き取りを行い学習評価を実施した。
- 実技・実習科目は、見取ることができる観点で評価するなど、観点別学習状況の評価で対応。
- 担任が家庭訪問する際に提出物等の受け渡しを行い、評価の参考とした。

### 【単位認定(高等学校)】(例)

- 入院先の病院内にある特別支援学校の支援や在籍校におけるオンデマンド型の授業配信の実施状況を踏まえ、校内委員会で評価方法等を検討し、単位認定を行った。
- 都道府県内の高等学校では、病気療養児に対する単位認定、進級、卒業等について配慮する校内規定を整備しており、同時双方向型の授業とオンデマンド型の授業について、一般の生徒と同様の評価規準で科目の目標の実現状況の評価し、単位認定を行った。
- 同時双方向型・オンデマンド型の授業による出席認定を行っており、一般の生徒と同一の基準により学習の成果を認めている。
- オンデマンド型の授業についても、ICT機器や学習管理アプリを効果的に活用し、資質・能力を測り、技能については復学後に測ることで、単位認定を行った。

# 5. 復学に向けた支援

復学支援については、入院時から学校と医療機関、教育委員会、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーター、保護者等が連携し、退院後の復学を見据えた支援を顔の見える関係において、検討していくことが重要である。

## (1)医療機関との連携

- 復学支援において、学校は医療機関の相談窓口を通して治療スケジュールも踏まえた情報を共有したり、病棟等と連絡をとったりすることが考えられる。
- 入院時に学校、医療機関、保護者等で医療機関を主体とした支援会議を実施することにより、復学に向けた関係者の共通認識を図る。
- 学校は、復学に向けて医療機関関係者や保護者に、復学に向けて配慮が必要な事項について聞き取り、情報交換を行うことが考えられる。
- 教育委員会は学校等に特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターを配置し、入院時から復学前後の期間において、学校、医療機関、保護者、児童生徒本人等の関係者間での連絡調整を実施することも考えられる。

## (2)前籍校との連携、在籍校における支援

- 入院治療等のため、病院内の学級を設置している特別支援学校等へ一時転学している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に在籍していた学校(以下、「前籍校」という。)が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を行うことが望ましい。(p16(参考)※2参照)
- 入院等に伴い特別支援学校へ転学している場合には、在籍校(特別支援学校)は、入院時や遠隔教育を実施する段階から、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターと協力し、前籍校や病院関係者等との顔の見える関係性を構築し、復学を見据えた支援について協議することが考えられる。
- 前籍校への復学前に、1週間程度の体験通学を行い、前籍校から、本人・保護者の記録や本人の様子をフィードバックしてもらう等の工夫が考えられる。
- 在籍校における支援としては、学内に当該生徒に係る支援委員会を設置し、生徒に関する情報交換を行ったり、支援の在り方を検討したりする取組が考えられる。また、退院後の療養期間に学習支援やオンライン面談を実施したり、休み時間などにクラスメイトとオンラインで交流する機会を設けたりすることで、復学しやすい環境を作る取組も考えられる。

## (3)復学後の支援

- 復学後も学校生活において制限がある場合は、学校と医療機関が連携して対応する。
- 特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターは、関係者間での連絡調整に加え、病気療養児に対する関係者間の共通理解をサポートし、復学後も引き続き必要に応じて児童生徒本人の状況把握・相談対応を実施する役割もある。

### 復学支援の事例

- ▶ 特別支援学校に在籍する児童の復学に向けて、前籍校の状況を360度カメラで撮影し、動画配信サイトにアップロードして児童へ共有したことで、復学後のイメージを持ってもらい、スムーズな復学につなげた。



## 6. 今後に向けて

(今後に向けて)

- 本事業の成果及び課題を踏まえ、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に向け、病気療養児に対する遠隔教育に関する制度について、研修や会議等様々な機会を捉えながら、制度の周知徹底に努め、市町村の学校における遠隔教育の実施体制の整備を支援していく必要がある。
- 市町村教育委員会においては、所管する学校に在籍する児童生徒が入院治療等により遠隔教育による学習支援が必要となった場合、迅速に実施体制を整備し、対応できるよう個別の相談事案等を通して、都道府県教育委員会と連携できる体制を整えておく必要がある。
- 学校においては、在籍する児童生徒が入院した場合には、治療に専念させるのみではなく、学びの保障を行う必要があることなど、教職員に対し病気療養児の遠隔教育に関する制度や必要性について理解啓発を行う。
- 病気療養児に対する遠隔教育を実施する際には、あらかじめ学習評価に係る校内規定を整備しておく必要がある。
- 高等学校の単位認定においては、校内規定に基づく評価とともに修了の認定において弾力化を図るなど状況に応じた配慮を検討する。
- 医療機関においては、病気療養児が遠隔教育を受けられるよう学校や教育委員会と連携し、Wi-Fi機器や病室等の環境を整備することが求められる。
- 教育委員会、学校においては、医療機関等との連携が欠かせないことから、特別支援学校のセンター的機能を活用した医療機関等との連絡・調整や、普及啓発の実施などの取組を通して、日頃より医療機関等と連携しやすい関係性を構築しておく必要がある。
- 国においては、本事業を通じて把握された各自治体の取組の成果を踏まえ、オンデマンド型の授業の効果的な活用方法等を周知するとともに、各自治体において病気療養児に対する遠隔教育による教育保障の体制整備が進むよう、今後は全国の自治体に対する普及・啓発の取組を実施していく。

(参考)※1 高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について(通知)(5文科初第2030号令和6年2月13日)

【別添3, 4】高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項について

※2 「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」の結果について(周知)(事務連絡令和5年10月27日)

※3 令和4年度病気療養児に関する実態調査結果(令和5年10月)

※4 小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)(4文科初第2565号令和5年3月30日)

※5 高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について(通知)(4文科初第2563号令和5年3月30日)

**【参考】事業実施教育委員会における取組結果**

# ①北海道教育委員会

## 事業概要

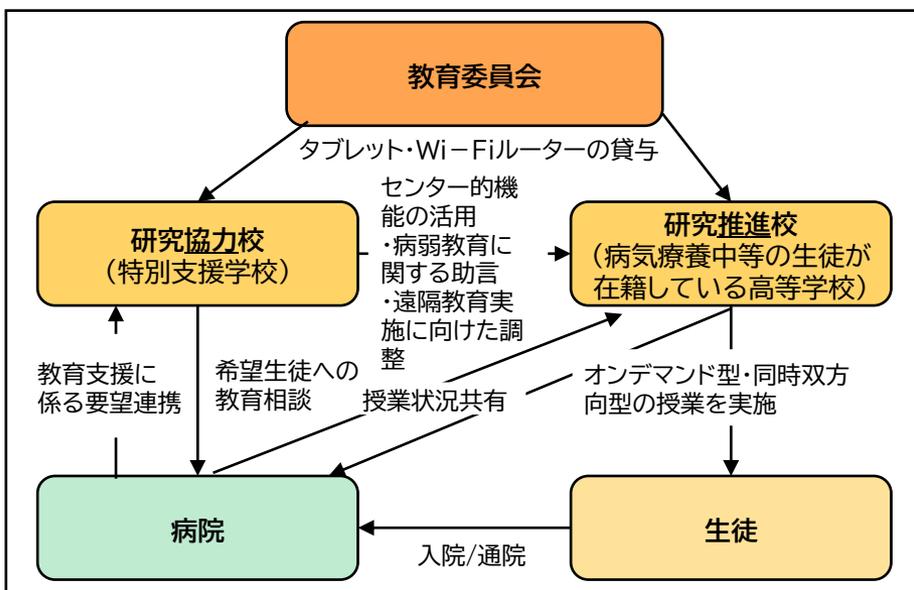
### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

- ・ 高等学校段階と義務教育段階それぞれにおいて、研究推進校を指定し、特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、**同時双方向型・オンデマンド型の授業を実施し、効果的な実施方法を調査研究**する。

### ②普及・啓発の取組

- ・ **教育委員会ホームページへの事業成果の掲載・周知**や、**医療機関向けのリーフレットの作成・配布**を行う。

## 事業の実施体制



※上記は高等学校段階の実施体制図。義務教育段階については、研究推進校(特別支援学校)が、入院する訪問教育学級の児童生徒に対し遠隔教育を実施した。

## <会議体>

### ■ 病気療養中等の児童生徒に対する教育保障検討会議

- ・ 有識者、医療機関、関係機関、教育委員会、学校関係者にて、入院生徒に対する教育保障体制の在り方、ICTを活用した遠隔教育の在り方について検討し、専門的な立場から助言を行う。
- ・ 特に、オンデマンド型の授業の効果について検討する。

## 事業の実施結果

### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

#### <高等学校段階>

- 令和5年度・6年度:研究推進校(高等学校)に在籍する対象生徒が入院・通院する病院と連携しながら、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業を実施。教育委員会にて、Wi-Fiルーターの貸与等ICT環境整備の支援を実施。

#### <義務教育段階>

- 令和5年度・6年度:研究推進校(特別支援学校)において、訪問教育学級へ在籍する児童生徒に対し、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業による学習支援を実施。

## オンデマンド型の授業の教材

#### <高等学校段階>

- 授業の様子を録画し、録画教材の再生リストを作成。録画教材は、アップロードコンテンツの容量制限のないYouTubeで限定公開し、再生リストをGoogle Classroomで共有した。

#### <義務教育段階>

- 理科、社会を中心とした各単元におけるオンデマンド型の授業を想定したPower Point動画教材を作成した。

## ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施



高等学校で作成した  
オンデマンド型の授業教材の再生リスト

## ②普及・啓発の取組

### <リーフレットの作成>

- 高等学校段階・令和6年度:医療関係者向けのリーフレットを作成し、医療機関の受信環境の整備について協力依頼。

### <教育委員会ホームページへの事業成果の掲載・周知>

- 高等学校段階・令和6年度:全ての道立高校のウェブページ上に、特別支援教育課のウェブページ「病気療養中等の生徒に対する教育保障」のリンクを貼付。

### <特別支援教育センターウェブページでの周知>

- 義務教育段階・令和6年度:特別支援教育センターウェブページへの遠隔教育の教材等の掲載・周知を実施。

### 取組の成果

- 高等学校段階:オンデマンド型の授業用の教材の作成・管理方法を確立した。また遠隔教育に特化した出席簿を作成し、出席管理方法の工夫を行うなど、実践事例を蓄積した。
- 義務教育段階:入院中の病気療養児に対し、オンラインで在籍校との交流や社会科見学なども行い、学習意欲の向上を図った。

### 取組の成果

- 道教委調査によると、すべての道立高校で、生徒の希望に応じ同時双方向型の授業を実施可能、かつ病気療養中の生徒に配慮した単位認定や進級に係る校内規定を定めることができた。
- 義務教育段階では、市町村教育委員会や学校管理職への周知を進めることができた。

## 2年間の取組の成果

- 高等学校段階:オンデマンド型の授業について、授業の録画をYouTubeへアップロードする方法や、表計算ソフトを使用した対象生徒の出席確認など、実施方法のノウハウを蓄積することができた。
- 義務教育段階:対面授業の時数が限られる訪問教育学級において、オンデマンド型の授業を効果的に取り入れることで、日常的に学習内容を補完し、また児童生徒の体調不良等による欠席時の学習保障を実現した。

## ②宮城県教育委員会

### 事業概要

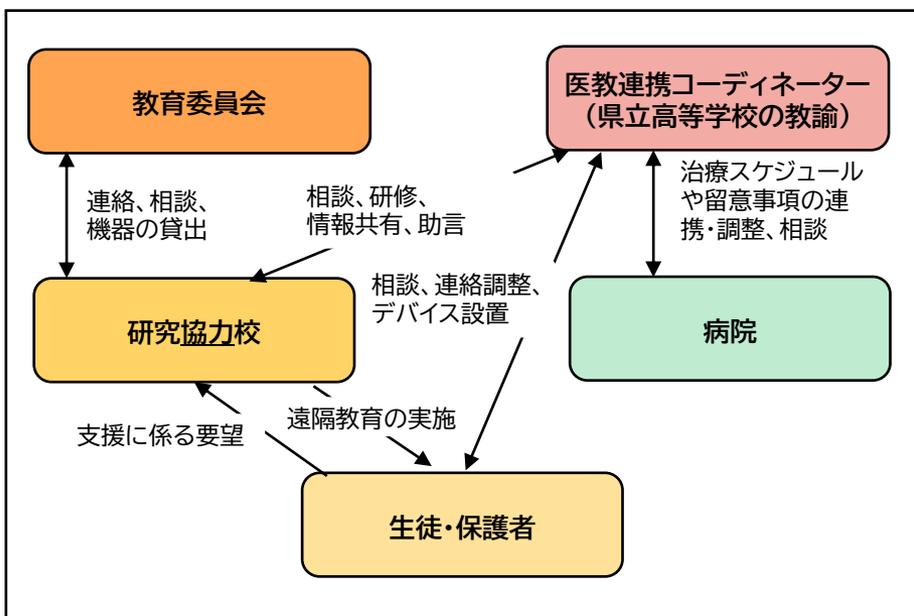
#### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

- ・ 医教連携コーディネーターを中心に、各地域の病院と高等学校との連携体制を拡充しながら、テレプレゼンスロボット等を活用した効果的な学習支援の在り方や実施手順を検証する。

#### ②普及・啓発の取組

- ・ 校長会・教頭会等で、学校関係者に対する事業内容の周知を行うほか、医療機関や学校へリーフレットの配布を行う。

### 事業の実施体制



#### <会議体>

- 東北大学附属病院主催の連絡協議会：年2回開催、病院、市立高校、私立高校との情報交換。
- 宮城県がん対策推進協議会：教育委員会担当班長が出席し情報提供を実施。
- 行政担当と医教連携コーディネーターの打ち合わせ：随時開催
- その他、出席を求められた協議会や委員会等で本事業について説明。

### 事業の実施結果

#### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

##### <高等学校段階>

- 令和5年度：県立高等学校の教諭1名を医教連携コーディネーターとして任命、連携病院である「県立こども病院」に最も近い県立高等学校に配置。医教連携コーディネーターを中心に、学校と病院、教育委員会が連携を図りながら、県立高等学校に在籍する入院中または自宅療養中の生徒に対し、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業による学習支援を行った。
- 令和6年度：東北大学病院及び県立こども病院と連携し、11名の生徒に対し、各教科・科目等を限定せず遠隔授業による学習支援を実施。テレプレゼンスロボット「kubi」を活用し、対象生徒への同時双方向型の授業を実施した。治療・リハビリのスケジュールや当該生徒の体調により、同時双方向型授業への参加が困難な場合は、オンデマンド型の授業を活用した。



#### 医教連携コーディネーターの役割

- ・ 学校と病院の橋渡し
- ・ 学校へ遠隔学習支援のアドバイス
- ・ 入院生徒に関する相談

## ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

### 同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施方法

- オンデマンド型の授業においては、授業を録画して25分間の専用教材を作成し、You Tubeに限定公開、もしくはGoogle Driveへアップロードした。
- 課題の配信と回収には学習アプリを使用した。
- ホームルーム活動や学校行事についても、治療計画上問題がなければオンラインで参加し、友人や学校との繋がりが保てるよう工夫した。
- 実技・実習等、遠隔授業が必ずしも適さない各教科・科目等については、遠隔教育により座学の部分を中心に行い、復校後や登校可能な日に対面指導が適する部分を補完するなど、柔軟に対応した。
- 復学支援として、退院後の自宅療養期間に学習支援やオンライン面談を実施した。

## ②普及・啓発の取組

### <学校関係者への普及・啓発>

- 校長会・教頭会で事業内容について周知。
- 教務主任連絡会議で遠隔教育に関する情報発信を実施。

### <医療機関への普及・啓発>

- 遠隔教育に関し新たに連携する医療機関を、教育委員会担当者と医教連携コーディネーターが訪問し事業説明を実施。

### <リーフレットの作成・配布>

- 入院生徒に対する教育保障体制整備事業に関するリーフレットを作成し、県立高等学校や県内主要病院へ配布。

### 取組の成果

- 同時双方向型・オンデマンド型の授業による出席認定を行い、教室で通常の授業を受ける生徒と同一の基準により学習の成果を認めるなど、単位認定・学習評価にもつながった。

### 取組の成果

- 会議体での事業説明やリーフレットの作成・配布を通じて、医療機関や学校関係者への普及・啓発を行い、遠隔教育の実施に向けた医療機関との連携を強化するとともに、各学校が自走して支援を行うことのできる体制づくりを行った。

## 2年間の取組の成果

- 本事業における協力病院に加え、遠隔教育の実施に関し、病院規模の大小や診療科を問わず、多くの病院と連携した。各病院は当該事業を通して遠隔教育による支援を経験したことで、今後、新たな事例にもスムーズに対応することができる。
- 本事業へ参画した学校は、再び遠隔教育による入院生徒の学習支援が必要となった場合、学校独自で病院と連携し、支援を進めることが増えている。医教連携コーディネーターの支援により、トラブルや遅延なく支援を開始することができている。
- 県内の各高等学校で多様な学習ニーズに対応できる遠隔教育の実施体制が整いつつある。同時双方向型の授業のみならず、オンデマンド型の授業の実施件数も増えているが、各学校で対面授業と同等の教育効果をもたせるための工夫がなされている。

# ③岐阜県教育委員会

## 事業概要

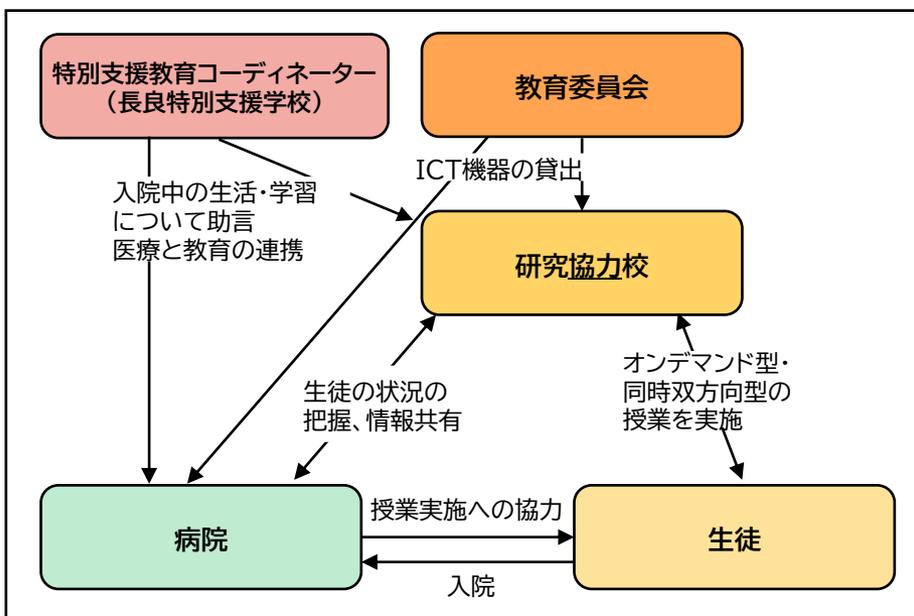
### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

- 各教科・科目等を限定せず、同時双方向型・オンデマンド型の授業を実施し、実技・実習等を含む各教科・科目等に関する効果的なオンデマンド型の授業の実施方法を検討する。また出席管理方法や考査の実施方法の検討を行う。

### ②普及・啓発の取組

- 遠隔教育による支援内容等をまとめたリーフレットやガイドブックを作成し、学校や医療機関への普及・啓発を行う。

## 事業の実施体制



### <会議体>

#### ■ 運営協議会

- 岐阜県教育委員会、運営協議委員（医療関係者、大学教授、学校長）、調査研究関係者（教育委員会、学校教諭、医療関係者、特別支援教育コーディネーター）による運営協議会を開催。

## 事業の実施結果

### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

#### <高等学校段階>

- 令和5年度：県立工業高等学校に在籍する2学年の生徒1名に対し、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業を実施。遠隔授業には一人一台端末および学習支援アプリ「manaba」「Metamoji」を活用。オンデマンド型の授業は、物理基礎や学校行事、ホームルーム活動について実施。
- 令和6年度：入院中の特別支援学校の生徒1名、入院中の高等学校の生徒3名に対し、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業による学習支援を実施。Wi-Fiルーターでネットワーク環境を確保し、タブレットやモバイルモニター、kubiを活用して遠隔教育を実施。学習評価は、学習プリントや制作物の提出、代替課題（レポート）の提出にて実施。

### 遠隔授業の対象とした各教科・科目等

- 実技を伴わない各教科・科目等が中心であったが、実技を伴う各教科・科目等についても一部遠隔授業の対象とした。

#### (例)

- ◆ 同時双方向型の授業：「美術」…病室にて粘土で制作
- ◆ オンデマンド型の授業：「家庭科」…自宅療養中に巾着袋を製作

## ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

### 実技等に係るオンデマンド型の授業の実施

- 令和5年度には、県立工業高等学校に在籍する生徒に対し、実技を含む各教科・科目等(工業、化学等)に関するオンデマンド型の授業を実施。
- クリアな音声の収録や、教職員・生徒の手元の映像の録画のため、ピンマイクやウェアラブルカメラ等を活用。

実技・実習を伴う授業の録画教材の例  
(ウェアラブルカメラにて教員の手元の映像を録画)



### 取組の成果

- 学習効果の高い教材を作成するための工夫として、ピンマイクやウェアラブルカメラ等のICT機器を効果的に活用しながら、実技を含む各教科・科目等に関するオンデマンド型の授業を実施した。

## 2年間の取組の成果

- オンデマンド型の授業の実施事例においては、ICT機器や学習管理アプリを活用し、資質・能力・技能の3つの柱で学習評価を実施することができた。
- 病院と学校との間で、単位取得や卒業、復学に向けた支援の重要性に関する共通認識を持つことができ、入院時の支援会議の充実につながった。

## ②普及・啓発の取組

### <リーフレットの発行>

- 令和5年度:入院高校生の学習保障の内容などをまとめたリーフレット「岐阜県における入院高校生の学習保障」を作成し、県内の小・中学校、高等学校や特別支援学校、医療関係者へ配布した。
  - 岐阜県教育委員会の作成したリーフレット



### <ガイドブックの発行>

- 令和6年度:効果的なオンデマンド型の授業の実施方法や、入院する児童生徒に対する支援の事例を掲載したガイドブックを作成し、県教育委員会ホームページへ掲載した。

### 取組の成果

- リーフレットやガイドブックの作成・配布により、県内の学校関係者や医療関係者に対する普及・啓発を実施した。

# ④ 栃木県教育委員会

## 事業概要

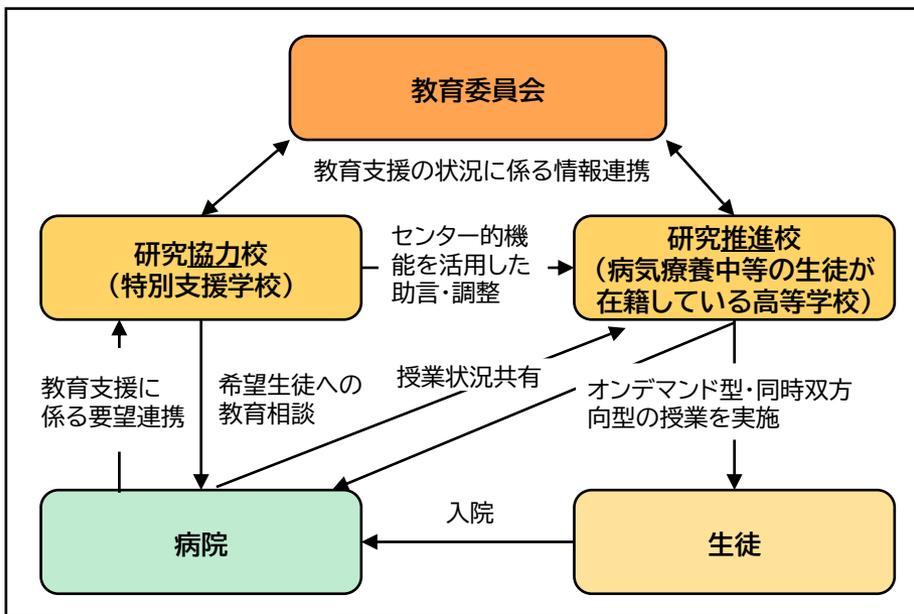
### ① 同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

- 特別支援学校である研究協力校がセンター的機能による助言・調整を行いながら、研究推進校にて遠隔授業を実施する。学習支援員(分教室の高校生支援担当者)を配置し、入院生徒への教育支援全般を実施。在籍校との連絡調整も担う。

### ② 普及・啓発の取組

- ハイブリッド型の授業の推進と取組に関する県内全ての公立高等学校への周知を行う。

## 事業の実施体制



### <関係部局・課等との連携>

- 栃木県教育委員会事務局 高校教育課
  - 支援状況等の情報共有及び課題への対応、高等学校からの問合せへの対応において連携
- 栃木県保健福祉部
  - 連携病院における遠隔教育の取組状況を共有
  - その他複数の関係部局・課と連携

## 事業の実施結果

### ① 同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

#### <高等学校段階>

- 令和6年度:入院中の高校生7名に対し、生徒の病状や治療の状況に合わせ、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業・課題提供を組み合わせ学習支援を実施。うち、同時双方向型の授業の実施事例は5件、オンデマンド型の授業の実施事例は1件である。

### 入院高校生7名に対する支援内容の概要

対象生徒	生徒A	生徒B	生徒C
学年(性別)	高2 (男子)	高2 (女子)	高1 (男子)
入院先 入院期間	自治医科大学附属病院 R6.2~R6.7	自治医科大学附属病院 R6.3~R6.7	自治医科大学附属病院 R6.4~R6.4
支援内容	同時双方向型	同時双方向型	課題提供
生徒D	生徒E	生徒F	生徒G
高2 (女子)	高1 (女子)	高1 (女子)	高2 (女子)
獨協医科大学病院 R6.6~R6.10	埼玉県立小児医療センター R6.9~	獨協医科大学病院 R6.11~R6.11	自治医科大学附属病院 R5.12~R6.5
同時双方向型	同時双方向型・ <b>オンデマンド型</b>	同時双方向型	課題提供

## ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

### オンデマンド型の授業の実施事例(生徒Eの事例)

- 他県(埼玉県)の病院に入院する高校生に対し、埼玉県特別支援学校の入院高校生支援事業による学習支援を実施。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、テレプレゼンスロボット(kubi)の貸出などの支援を実施。
- 保健体育・家庭科・数学・科学について、オンデマンド型の授業を実施。
- 具体的な実施方法としては、通常授業を録画した教材をTeamsで生徒にデータ送付。
- 学習支援の状況を踏まえ、校内委員会で評価方法を検討し、単位認定を実施。

### 取組の成果

- 生徒Eの事例では、担任と病気療養児との間で定期的にオンライン面談を設け、また学校行事(体育祭)についてオンラインで配信を行うことで、病気療養児の安心感を醸成した。
- 全体として、生徒が病状や治療の状況に合わせ学習できるオンデマンド型の授業の理解と周知を行いながら、具体的な実践事例を蓄積した。

## ②普及・啓発の取組

### <研修会等での普及・啓発>

- 高等学校特別支援教育コーディネーター研修、県立学校養護教諭研修会での周知・啓発を実施

### <医療関係者への事業周知>

- 健康増進課主催 がん対策連携協議会での周知・啓発を実施

### <学校関係者への事業周知>

- 県立学校長会、県立学校教頭事務連絡会、教務主任連絡協議会での事業説明を実施

### 取組の成果

- 関係会議等において、医療関係者、学校関係者、特別支援教育コーディネーター等への普及・啓発を実施した。
- 今後はオンデマンド型の授業の実施事例の蓄積に向け、オンデマンド型の授業による単位認定や、教員が取り組みやすい実施方法に関する普及・啓発を検討する。

## 1年間の取組の成果※

- 入院高校生に対する遠隔教育による支援事例では、入院期間の同時双方向型授業・オンデマンド型授業の実施状況を学習評価にも反映することができた。
- 事業で連携した2大学病院と、遠隔教育の実施における連携体制を確立することができた。
- 入院中・病気療養中の生徒への支援について高等学校に周知することで、高等学校が県内外の病院と連携し学習支援を実施した事例も増えており、各高等学校が入院生徒に対して自走して支援できる体制の構築が進んでいる。

# ⑤京都市教育委員会

## 事業概要

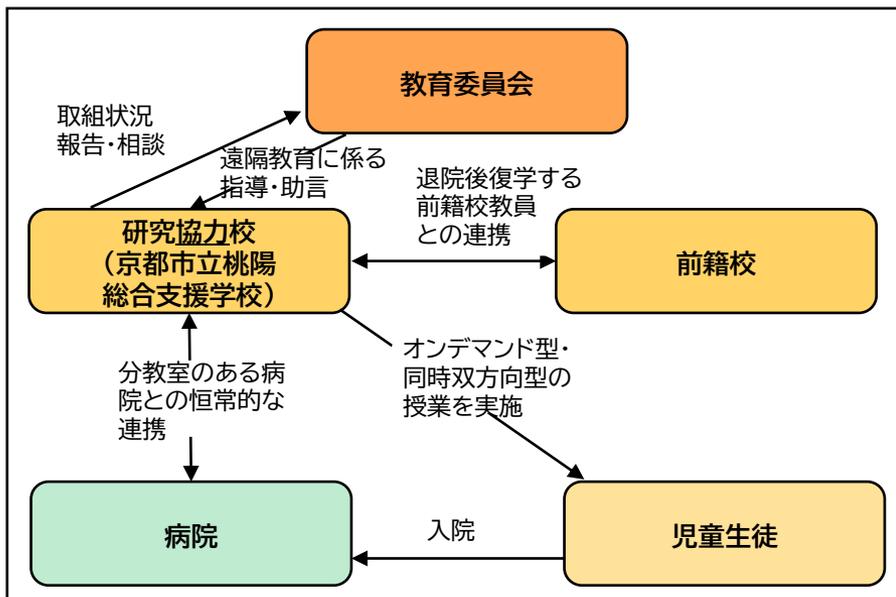
### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

- ・ 発達段階に沿ったオンデマンド型授業配信の効果的な組み入れ方や進め方を検討し、授業改善を行う。
- ・ 病気療養中の児童生徒が主体的に学びに向かうための支援方法を検討する。
- ・ 教材の作成に係る教員の負担軽減に向けた取組を行うなど、持続可能なオンデマンド型の授業の在り方を検討する。

### ②普及・啓発の取組

- ・ 「配信授業ハンドブック」の作成、校内でのポータルサイトの立ち上げとともに、学校関係者への研修を実施する。

## 事業の実施体制



### <会議体>

- 「病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業推進会議」
  - ・ 教育委員会・特別支援学校教職員・前籍校及び在籍校教職員、医療機関等の関係者にて、効果的なオンデマンド型の授業の実施方法に係る協議を実施

## 事業の実施結果

### ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

#### <高等学校段階>

- 令和5年度・6年度：市内の病院に入院する高校生は、在籍校からの指導を基本としつつ、研究協力校である京都市立桃陽総合支援学校がセンター的機能の一環として学習支援を実施。

#### <義務教育段階>

- 令和5年度・6年度：市内の病院に小・中学校の児童生徒が長期間入院する場合、転籍の上、研究協力校である京都市立桃陽総合支援学校が教育保障を実施。各教科・科目等を限定せず、同時双方向型の授業及びオンデマンド型の授業による学習保障を実施。

### オンデマンド型・同時双方向型の授業の実施⇒授業改善

個別最適  
な学び

オンデマンド教材を導入した学習  
教科の特性に応じた導入により学習効果を高める

自主学習のための取組  
オリジナル教材による併用授業

気持ちを支える

学びに向かう意欲を引き出す取組  
分教室紹介・中学校体験学習  
リモートオープンキャンパス

人や社会とつながる取組  
リモート交流(行事参加・復学)  
学校探検

## ①同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施

### 児童生徒の状況や段階・時期に応じた取組の充実

- 分教室の紹介動画や病気療養体験者のメッセージ動画を作成。入院した際に視聴できるようにし、病気療養児の不安を軽減。
- 同時双方向型学習でわかりにくかった部分は、オンデマンドの動画で確認・見直しができるようにした。治療等で授業を欠席した際には、オンデマンドの動画を、放課後や後日の学び直しに活用。
- リモートオープンキャンパスやリモートでの前籍校への行事参加、新1年生の学校探検など、入院中の体験・見学をオンデマンドで補完し、復学に向けた交流を実施。
- 同時双方向型の授業の中で、オンデマンド型の授業配信を組み入れることで、自分のペースで学習を進めることができ、学ぶ内容に見通しが持ちやすくなった。

## ②普及・啓発の取組

### <配信授業ハンドブック・研修実施、校内ポータルサイト>

- 令和5年度:同時双方向型の授業のノウハウや、各指導者のアイディア等をまとめた「配信授業ハンドブック」を作成。
- 令和6年度:京都市立小・中・高・総合支援学校教職員を対象に、オンデマンド型・同時双方向型の授業実践について研修会を開催。また、オンデマンド型授業を持続可能な取組とするために、校内で「桃陽ポータルサイト」を立ち上げ、教材や動画、復学に向けたステップを共有。



配信授業ハンドブック



桃陽ポータルサイト

### 取組の成果

- 児童生徒の状況や段階、時期に応じて同時双方向型の授業やオンデマンド型の授業配信を活用することで、病気療養中の児童生徒が学びに向かう気持ちを支えることができた。

### 取組の成果

- 「配信授業ハンドブック」として取りまとめ、校内で「桃陽ポータルサイト」を立ち上げたことで、知見の蓄積と普及・啓発を実施した。また、学校関係者に研修会を実施し、普及・啓発を実施した。

## 2年間の取組の成果

- オンデマンド型の授業と同時双方向型の授業を併用することで、児童生徒の状況に応じた学習支援を行う上での選択肢が増えるとともに、児童生徒が自分の体調に合わせて主体的に学習ができるようになった。
- 病気療養児への学習保障に向けて各教科の指導内容を精選した「桃陽スタンダード（桃陽指導計画）（仮称）」を作成し、「桃陽ポータルサイト」で教材・動画・情報を共有することで、持続可能な取組になった。
- 病院内のコーディネーターと医教連携コーディネーターが連携し、連絡体制を構築することで、遠隔授業を受けられる環境を整備し、学習場所を確保した。